

# 資料2-1

## 1. 精神障害の労災補償状況

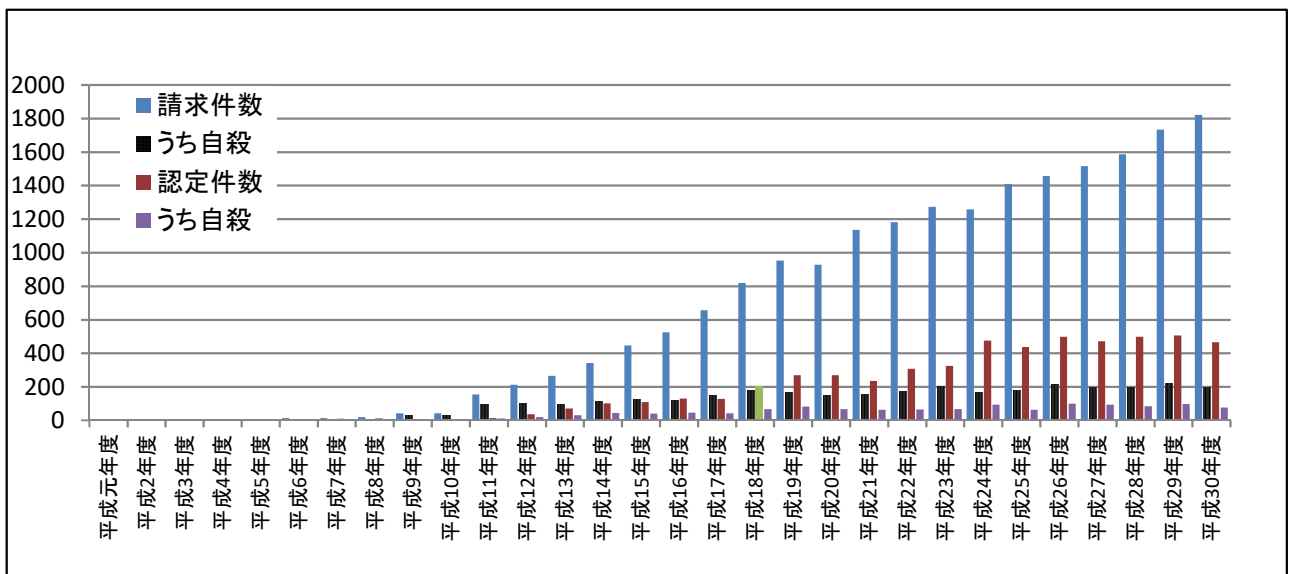
(件)

区 分		年 度									
		平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
精神障害	請求件数	2	3	2	2	7	13	13	18	41	42
	支給決定件数	1	1	0	2	0	5	10	11	2	4
うち自殺	請求件数	2	1	0	1	3	0	1	2	30	29
	支給決定件数	1	1	0	0	0	0	0	1	2	3

区 分		年 度									
		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
精神障害	請求件数	155	212	265	341	447	524	656	819	952	927
	支給決定件数	14	36	70	100	108	130	127	205	268	269
うち自殺	請求件数	93	100	92	112	122	121	147	176	164	148
	支給決定件数	11	19	31	43	40	45	42	66	81	66

区 分		年 度									
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
精神障害	請求件数	1136	1181	1272	1257	1409	1456	1515	1586	1732	1820
	決定件数	852	1061	1074	1217	1193	1307	1306	1355	1545	1461
	うち支給決定件数	234	308	325	475	436	497	472	498	506	465
	(認定率)	(27.5%)	(29.0%)	(30.3%)	(39.0%)	(36.5%)	(38.0%)	(36.1%)	(36.8%)	(32.8%)	(31.8%)
うち自殺	請求件数	157	171	202	169	177	213	199	198	221	200
	決定件数	140	170	176	203	157	210	205	176	208	199
	うち支給決定件数	63	65	66	93	63	99	93	84	98	76
	(認定率)	(45.0%)	(38.2%)	(37.5%)	(45.8%)	(40.1%)	(47.1%)	(45.4%)	(47.7%)	(47.1%)	(38.2%)

- 注 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る精神障害等について集計したものである。
- 注 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
- 注 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
- 注 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。



## 2. 業種別支給決定件数

(件)

業種	年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
農業・林業・漁業・鉱業， 採石業，砂利採取業		3	2	1	5	7	7	6	6	7	3	2
製 造 業		50	43	50	59	93	78	81	71	91	87	82
建 設 業		22	26	20	35	22	34	37	36	54	51	45
運 輸 業， 郵 便 業		23	23	33	27	52	45	63	57	45	62	51
卸 売 ・ 小 売 業		48	36	46	41	66	65	71	65	57	65	68
金 融 業 ・ 保 険 業		11	10	8	8	12	15	7	14	11	10	8
教 育 ， 学 習 支 援 業		12	4	11	11	13	13	10	19	10	8	13
医 療 ， 福 祉		26	21	41	39	52	54	60	47	80	82	70
情 報 通 信 業		17	12	22	13	35	22	32	30	27	34	23
宿 泊 業， 飲 食 サ ー ビ ス 業		14	15	22	25	30	24	38	29	33	33	27
その他の事業(上記以外の事業)		43	42	54	62	93	79	92	98	83	71	76
合 計		269	234	308	325	475	436	497	472	498	506	465

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

注 2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

注 3 「情報通信業」は平成14年から新設された分類。

注 4 「宿泊業，飲食サービス業」は、「卸売・小売業」および「その他の事業(上記以外の事業)」の一部を分離して平成14年から新設された分類。

### 3. 職種別支給決定件数

(件)

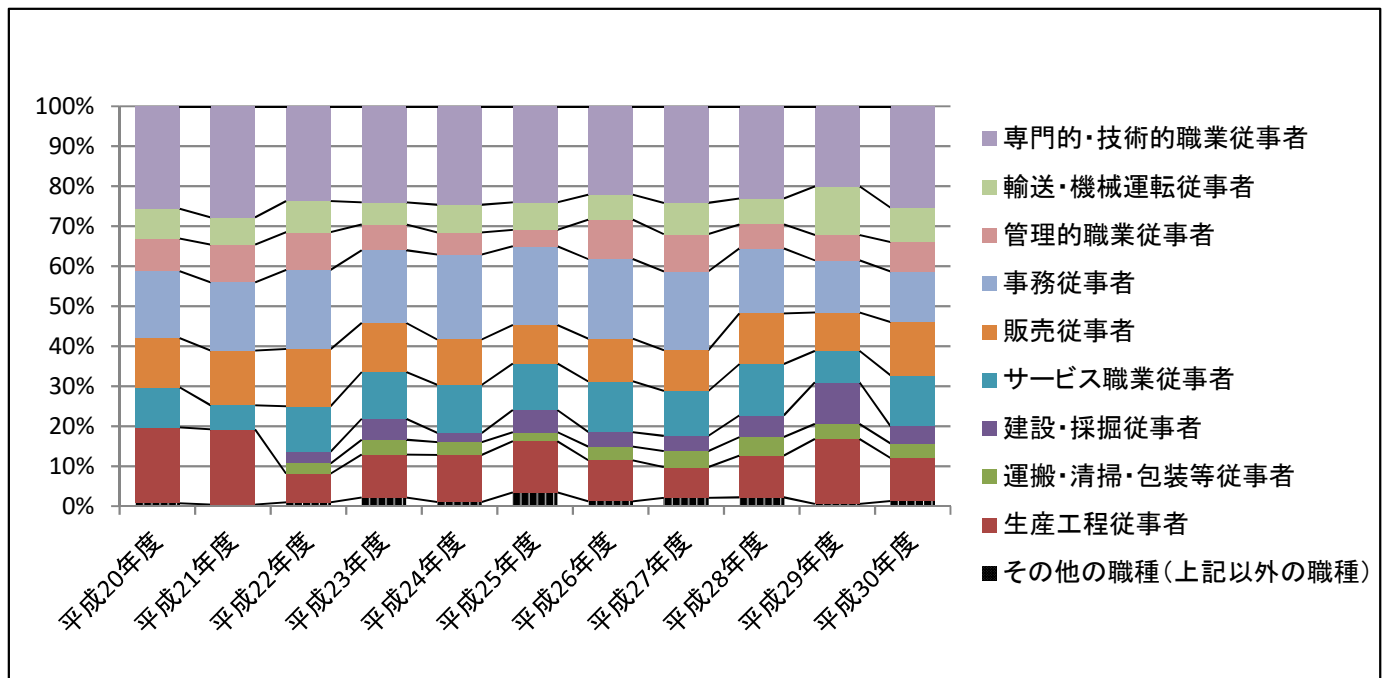
職種 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
専門的・技術的職業従事者	69	65	73	78	117	104	110	114	115	130	118
管理的職業従事者	22	22	29	21	26	18	49	44	30	40	34
事務従事者	45	40	61	59	101	86	99	93	81	66	59
販売従事者	33	32	44	40	54	42	53	48	63	50	62
サービス職業従事者	27	14	35	38	57	51	63	53	64	70	59
輸送・機械運転従事者	20注2	16注2	24	18	33	30	31	37	32	42	40
生産工程従事者	51注3	44注3	22	35	56	56	51	36	52	56	50
運搬・清掃・包装等従事者			8	12	15	10	17	19	23	13	17
建設・採掘従事者			9	17	11	24	18	18	27	36	20
その他の職種(上記以外の職種)	2	1	3	7	5	15	6	10	11	3	6
合計	269	234	308	325	475	436	497	472	498	506	465

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

注 2 平成21年度の件数は、平成21年12月以前の旧分類である「運輸・通信従事者」の件数である。

注 3 平成21年度の件数は、平成21年12月以前の旧分類である「生産工程・労務作業」の件数である。

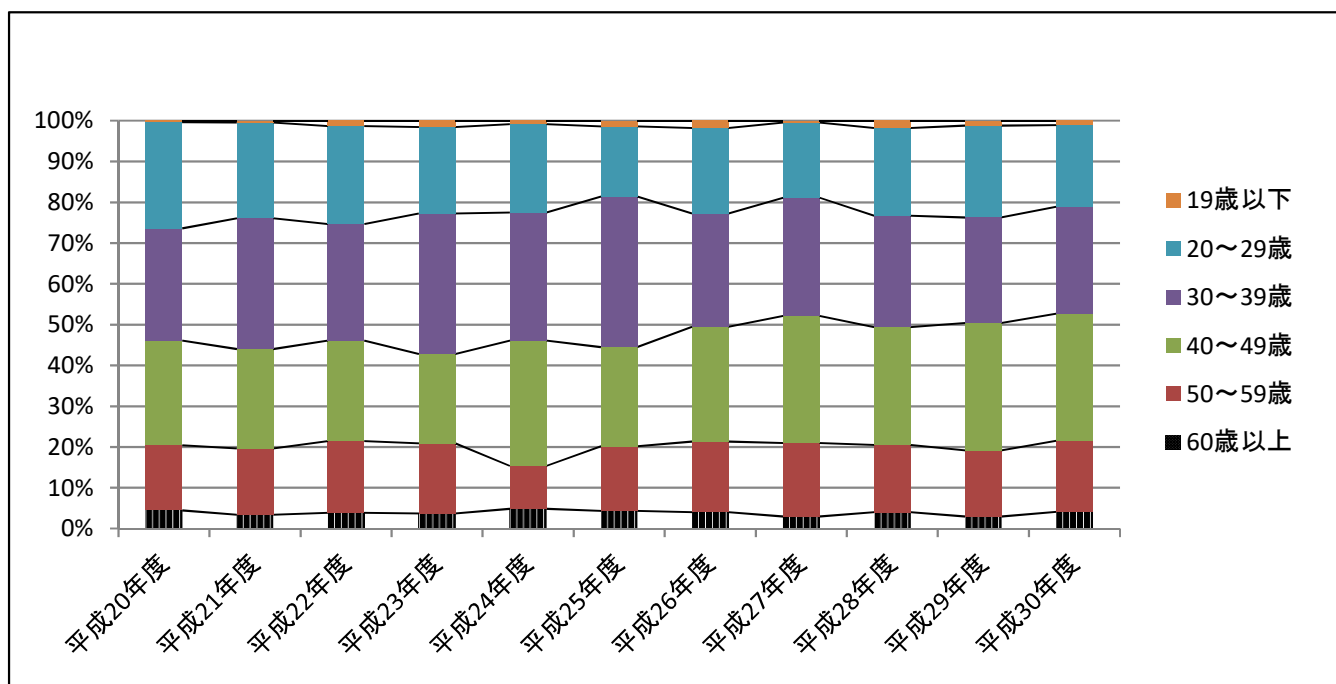
注 4 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。



#### 4. 年齢別支給決定件数

(件)

年齢 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
19歳以下	1	1	4	5	4	6	9	2	9	6	5
20～29歳	70	55	74	69	103	75	104	87	107	114	93
30～39歳	74	75	88	112	149	161	138	137	136	131	122
40～49歳	69	57	76	71	146	106	140	147	144	158	145
50～59歳	43	38	54	56	50	69	86	85	82	82	81
60歳以上	12	8	12	12	23	19	20	14	20	15	19
合計	269	234	308	325	475	436	497	472	498	506	465



## 5. 都道府県別支給決定件数

(件)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	18	5	27	5	18		31	2	19	5	37	9	35	9	20	3
青森	1	1	3	1	2		7	1	7	1			3	1	6	3
岩手	1		5		6	1	10	2	6		3	1	2		7	3
宮城	22	2	22	7	12	1	12	1	11	4	10	3	8	1	4	1
秋田	3	1	1		3		2		3	1	3		2		4	2
山形	2	1	6		2	1	5		7	2	4	4	4		6	2
福島	6	1	11	2	10	2	5	1	10		9		6		4	1
茨城	13	2	11		6		7		9	7	12	5	8	3	4	
栃木	3	2	4	3	2	1	4	2	1	1	1		2		3	2
群馬	2		3		2		5	2	6	2	5	1	6	1	8	3
埼玉	4	1	6	3	8	1	22	2	11	1	16	2	18	4	22	4
千葉	8	1	9	1	13	3	19	3	17	5	12	1	15	2	7	1
東京	42	12	90	21	80	10	91	18	93	17	89	10	108	22	93	12
神奈川	34	4	46	4	30		33	6	38	4	42	4	30	2	35	5
新潟	4	1	4	1	9	1	10	5	5	3	2	1	4	2	8	2
富山			2		6	3			6	2	5	2	4	1	3	1
石川	1		2		2		5	3	5	1	2		4	2	7	1
福井	3	1	7	2	1	1	5	1	5	1	2	2	6	1	2	
山梨	2	1	4		7	2	4	3	4	2	4	2	1		6	
長野	4		4	2	9	3	5	1	3	2	9	2	9	4	11	1
岐阜	4		6	1	5		7	2	2		3		4	1		
静岡	9	3	7	2	6	2	14	5	9		11	2	15	2	12	1
愛知	7		19	3	10	2	17	2	10	2	27	4	18	5	20	2
三重					2	1	6		6		9		1	1	2	
滋賀	6		8	1	3	1	5		9	2	7		10	2	1	
京都	14	2	18	3	8	1	15	1	15	2	12	2	9	1	11	
大阪	21	4	36	3	44	6	40	7	39	4	36	5	34	9	30	7
兵庫	19	4	24	6	35	3	31	8	24	7	25	2	22	4	31	4
奈良	5	2	1		6		1		3	1	4		3	1	2	1
和歌山	1						4	2	2	1			6		7	
鳥取	3		2		3				4	2	1		2		5	1
島根	1	1	1				1	1	1				1			
岡山	7	1	4	1	3		6		3	1	6	1	8	2	10	4
広島	8	2	16	5	16	5	12	4	13	2	15	4	16	1	4	
山口	5	2	4		5	1	5	3	2	1	1		1		2	
徳島			1		2		1	1	2		1	1	5	1	3	
香川	2	1	3	2			4	2	2						2	
愛媛	2		7	2	4	3	2		1	1	4	2	1		4	
高知	4		6	2	7		3		2		2		10		3	
福岡	10	2	16	3	29	5	13	1	21	1	31	5	26	5	23	2
佐賀	6	1	2		4		1		9	1	5		1		4	
長崎	1	1	12	3	2		7	2	7	1	11	4	11	2	4	2
熊本	3	2	3	2	2		4		3		6	1	5		6	1
大分	3	1	3		2	1	5	1	4	1	7		6	1	6	1
宮崎	7		3	1	3		2	1	6	1	2	2	5		3	1
鹿児島	1	1	1		4	2	5	2	4				5	3	3	1
沖縄	3		5	1	3		4	1	3	1	5		6	2	7	1
合計	325	66	475	93	436	63	497	99	472	93	498	84	506	98	465	76

## 6. 1か月平均の時間外労働時間数別支給決定件数

(件)

区分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	年度	うち自殺	年度	うち自殺	年度	うち自殺	年度	うち自殺	年度	うち自殺
20 時 間 未 満	118	7	86	5	84	5	75	7	82	8
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満	37	12	50	9	43	8	35	10	30	4
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	34	6	46	11	41	10	35	10	37	8
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	18	8	20	4	24	3	33	10	27	6
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	27	11	20	7	23	11	33	11	30	9
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	50	14	45	18	49	12	41	12	61	16
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	36	5	40	15	38	8	35	10	34	10
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	21	5	22	4	19	5	26	9	17	5
160 時 間 以 上	67	26	65	18	52	19	49	12	35	6
そ の 他	89	5	78	2	125	3	144	7	112	4
合 計	497	99	472	93	498	84	506	98	465	76

注 時間外労働時間は報告を義務付けていないので報告のないものはその他に計上している。

## 7. 就業形態別支給決定件数

(件)

区分	年度	平成30年度	
			うち自殺
正規職員・従業員		414	69
契約社員		9	3
派遣労働者		8	1
パート・アルバイト		24	2
その他(特別加入者等)		10	1
合計		465	76

雇用形態の区分は以下のとおりである。

注 1 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

注 2 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

注 3 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

注 4 パート・アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

## 8. 出来事別決定及び支給決定件数

(件)

出来事の種類	具体的な出来事	決定件数		支給決定件数	
			うち自殺		うち自殺
1 事故や災害の体験	(重度の)病氣やケガをした	86	6	36	4
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	92	0	56	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	5	0	2	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	26	7	4	1
	会社で起きた事故(事件)について、責任を問われた	12	2	4	0
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	1	0	1	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	9	0	2	0
	達成困難なノルマが課された	14	1	4	1
	ノルマが達成できなかった	9	3	1	1
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	12	4	3	2
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	13	2	2	1
	顧客や取引先からクレームを受けた	21	3	5	1
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	2	0	0	0
	上司が不在になることにより、その代行を任された	2	0	1	0
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	181	35	69	14
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	68	21	45	14
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	43	15	25	9
	勤務形態に変化があった	8	3	0	0
	仕事のペース、活動の変化があった	3	0	1	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	19	0	3	0
	配置転換があった	54	12	8	2
	転勤をした	21	10	7	4
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	9	1	2	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	7	3	1	1
	自分の昇格・昇進があった	8	5	2	1
	部下が減った	2	1	1	0
	早期退職制度の対象となった	0	0	0	0
5 対人関係	非正規社員である自分の契約満了が迫った	3	0	0	0
	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	178	18	69	7
	上司とのトラブルがあった	255	30	18	7
	同僚とのトラブルがあった	69	2	2	0
	部下とのトラブルがあった	18	2	3	2
	理解してくれていた人の異動があった	5	1	0	0
	上司が替わった	2	0	0	0
同僚の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	1	0	0	0	
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	54	0	33	0
7 特別な出来事 注2		55	4	55	4
8 その他 注3		94	8	0	0
合計		1461	199	465	76

注 1 その他の件数は、評価の対象となる出来事が認められなかった事案や、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

注 2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

注 3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。



9. 精神障害等事案の平均処理期間及び中央値

(日)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
平均処理期間	9.6	9.1	8.7	8.6	8.5	8.2	7.4	7.5	7.2	7.2	7.2	7.3
中央値	8.7	8.2	7.6	7.6	7.8	7.5	7.0	6.9	6.8	6.7	6.6	6.6

注 中央値(月数)は中央値の日数を30で除し、小数点2位以下を四捨五入したもの

